

和田維四郎小伝(中)

— 鉱業条例をめぐる —

佐々木 享

- 一 はじめに
- 二 鉱物学の先駆者として
 - 1 鉱物学を学ぶ
 - 2 初代の鉱物学教授
 - 3 『日本鉱物誌』と鉱物標本
- 三 地質調査事業の創始 (以上前号)
- 四 鉱業条例の制定
 - 1 鉱業条例以前の事情
 - 2 鉱業条例の制定
 - 3 鉱業条例の施行
 - 4 鉱業条例の意義
 - 五 生野鉱山の払い下げ

四 鉱業条例の制定

1 鉱業条例以前の事情

一八八九年(明治二三年)九月一日、和田維四郎は、農商務省地質局長と帝国大学理科大学教授とを兼務したまま、農商務省鉱山局長となった。三三歳であった。三職兼務といっても、九三年(明治二六年)までの四年間は鉱山局長としての業務が多忙で、他の二職が従たる兼務のようなありさまであったと思われる。鉱山局長在職中の最大の仕

事は、わが国最初の近代的な鉱業法といわれる鉱業条例を制定して鉱業行政を整備することであった。

鉱業条例の制定は、和田の多彩な生涯のなかでも最も重要な事績の一つであるが、それだけでなく、明治期のわが国の法制史、経済史の発達のうちでも重要な意義をもつと考えられる。この鉱業条例の意義を知るためには、それ以前の鉱業行政の概略を明らかにしておくなくてはならない。⁽¹⁾

維新の動乱を経て成立したばかりの新政府は、一八六八年(慶応四年)二月、幕府の大阪銅座役所を接收して大阪銅会所を設けた。江戸時代においては銅は重要な輸出品の一つであったから、幕府は諸国の産銅を大阪へ廻送させて貰いあげ、これを精錬して長崎から輸出していたのであるが、新政府は、大阪銅会所を通して旧幕府以来の銅の流通統制を踏襲したのである。同年七月には、大阪銅会所は鉱山局と改称され、大蔵省の前身である会計官所となった。そして諸国の金銀銅はすべてこの鉱山局を通して買い上げられることとなった。

しかし、明治初年の行政機構はまことにめまぐるしい程よく変った。鉱山局は六八年十二月(九月に明治と改元されたから明治元年十二月)にはさらに鉱山司と改称され、翌年二月には「駿河以东十三国府藩県ニ令シ庶民ノ鉱山事業ヲ出願スル者ニ速ニ許可ヲ与ヘシム」という趣旨の行政官布告一七七号が出された。これは、鉱山の開採をひろく一般国民に開放し、輸出を除く鉱物の自由売買を許す方針を明らかにしたもので、「民坑事務施行ノ創始」とされている。⁽²⁾明治前・旧幕時代には、鉱山業は幕府が直轄するかあるいは藩の直山・請山に限られており、一般人民の自由な採掘は許されていなかったのである。⁽³⁾

明治政府はひきつづき、「鉱山司大憲書」さらに「鉱山司規則書」を制定して、民坑開発の大綱を示した。

他方、一八七〇年(明治三年)十月には、「百工勸奨ノコトヲ掌リ、兼テ鉱山、製鉄、燈明台、鉄道、伝信機等ノ事ヲ管」するために工部省が設けられ、鉱山司もこれに吸収された。この鉱山司が鉱業を専管したことはいうまでもないが、これは、翌七一年(明治四年)八月に鉱山寮となり、のち、鉱山局(一八七七年十月)、総務局鉱山課(一八八三年九月)と変った。一八八五年(明治十八年)十二月に工部省が廃止されると、鉱業関係の事務は農商務省に移管となり官房鉱山課となった。

工部省は、いうまでもなく、明治政府の殖産興業政策を推進し、上から資本主義を育成する政策の中核的役割をになつてきた。鉱山業についてみれば、民間人による坑業が許可・奨励されただけでなく、多くの有力な鉱山が官収され、工部省による直轄経営が行なわれた。工部省創設以前に佐渡・生野・小坂の三鉱山が官収されているが、いづれも旧幕時代からの有力な金・銀山であり、これらの官収は明治政府が統一政府としての幣制改革のために金・銀を確保するという特別な意図に基づいていると思われる。

官営鉱山では、政府に雇われた多数の外国人技術者・鉱夫が最新技術の指導にあたることにも(第1表―前号所収―参照)、外国から新しい機械・装置類の輸入が行なわれ、鉱山業の開発がすすめられた。しかし、一八八〇年代に入ると、鉱山業の開発にもおおよその見とおしがつき、他方、官業への多額の資本投下やお雇い外国人の給与も財政上少なからぬ負担となってきたので、順次民間に払い下げられた。(第2表。ただし佐渡・生野両鉱山はいったん御料局に編入され、一八九六年になって三菱に払い下げられた。)

こうして勃興しつつあった民間の鉱業を律したのは、七三年(明治六年)に制定された「日本坑法」であった。日本坑法は、封建領主制のもとにおける鉱山稼行の法制を脱却し、借区制を基礎として明治前期の民間鉱業の発展を保証した鉱業の基本法制であった。しかし、明治二十年代にはいると、その不備な点は鉱山業のいっそうの発展のために桎梏となりつつあったので、和田維四郎は、鉱山局長として日本坑法改正の衝にあたったのであるが、このことをのべる前に、彼の前任者や彼が鉱山局長となった頃の農商務省内の事情の一端についてのおこころ。

第2表 官行鉱山の払下げ一覧

		鉱種	官行開始年月	払下げ月日	払下げ先	払下げ金額	備考
高島	石炭	石炭	明治7. 1.	明治7. 12. 10	後藤象次郎	550,000 ¹⁾	〔明治14. 4. 25 岩崎弥太郎に譲渡〕
			12. 5.	17. 1. 17	白勢 成照	27,943	
中 小	坂 内	鉄 銀	11. 6.	17. 7. 11	坂本弥八郎	28,575	
			2. 11.	17. 9. 18	久原庄三郎 (藤田組)	273,659	
小 院	阿 仁	銀 銅	7.	18. 1. 20	古河市兵衛	108,977	
			7. 11.	18. 3. 14	〃	337,766	
大 釜	真 石	金・銅 鉄	3.	18. 6. 30	南部 利恭 (貸 与)	117,142 ²⁾	
			7. 2.	18~20 ³⁾	田中長兵衛	12,600 ⁴⁾	
三 幌	池 内	石炭 石炭	6. 6.	21. 8. 18	佐々木八郎	4,559,000	〔明治22. 1. に三井に譲渡〕 〔明治32. 三井に譲渡 ⁴⁾ 〕
			11. 10.	23. ³⁾	北海道炭鉱道	352,318 ⁴⁾	
佐 生	渡 野	金・銀 銀	2. 4.	29. 9. 16	三菱合資会社	1,730,000	
			1. 12.	29. 9. 16	〃		

出所：とくに注記するもの以外は、『商工政策史』22巻，124ページ（1966年）による。なお同書では足尾が掲げられているが、足尾が官行されたことはなかった。『古河市兵衛翁伝』（1926年）94~114ページ参照。

- 1) 官行開始年月は、同上書54~67ページに従ったが、あいまいな点がふくまれる。 2) 『近代日本製鉄技術発達史』84ページ。 3) 水野五郎「幌内炭坑の官営とその払下げ」（『北海道大学・経済学研究』第9号，1955年）116ページ。 4) 小林正彬「近代産業の形成と官業払下げ」（『日本経済史大系』5. 近代上）324~325ページ。

和田の前の農商務省鉱山局長は、伊藤弥次郎である。伊藤の経歴については不明な点が多い。伊藤自身は、若いときのことを「(私は)元来長崎の生れであるが、シーボルトの令息に英語を学び、明治二年十七歳の時郷里を飛出し、中国・関東地方を彷徨した」と語っている⁽⁴⁾。この十七歳というのが数え年だとすると一八五二年生れということになり、和田より四歳だけ年長である。幕末に来日して医学・科学の分野で多くの日本人門弟を育てあげ、のちに鎖国という特殊な政治状況なるが故におきた「シーボルト事件」

などで知られているシーボルト (Jonkheer Ph. F. von Siebold 一七九六—一八六六) には、その故国ドイツで、ガージェル夫人とのあいだに三男二女があった。(来日してから其属「お滝」とのあいだに生れたのは、いね、一人である。) その長男アレキサンデル (Alexander Georg Gustav v. Siebold 一八四六—一九一一) は、シーボルトの二度目の来日 (一八五九年) にさして父親に同行し、そのまま日本に滞在し、在日英国大使館の通訳官となり、かたわらオーストリア公使館の通訳をしていた。一八七〇年 (明治三年) より日本政府の外務省に奉職し、以後四十年にわたり日本の官吏として働いた⁽⁵⁾。シーボルトの次男が来日したのは明治二年のことだから、伊藤に英語を教えたのは、このアレキサンデルであろう。いっぽう、伊藤は、明治二年以来井上馨の知遇を得、その励ましを受け、自費で明治六年に渡英して鉱山業の実務を学び、同十三年十一月二十日に帰国した。留学の最後の年については工部省から学資金三〇〇ポンドが支給されている⁽⁶⁾。帰国後は工部省に御用掛として奉職し、十四年十二月には工部省権少技長となった。その後の伊藤は、西欧技術を専門的に学んで来た新進の官吏として、十六年九月には鉱山課長心得、十七年八月には鉱山課長となった。さらに十八年四月には工部権大技長となったが、十九年一月には工部省の廃止と鉱業行政の農商務省への移管に伴って農商務省権大技長となった。十九年二月二十七日には、伊藤の主張で鉱山課は鉱山局に昇格したが、同三月、伊藤はその初代鉱山局長となったのである。

余談になるが、のちに三井を背負って立った団琢磨は、留学から帰っても工部省に入れてもらえず、暫く大阪専門学校や東京大学で教師をしており、ようやく念願の工部省に入ることのできたのが明治十七年であった。「入ることは入ったけれども仕事がない、仕事がないから遊んでいた、すると今度は三池へ行けといふので、早速行くことになって初めて三池在勤を命ぜられた」という経過で、団が三池へ行ったのは十八年三月であった⁽⁹⁾。伊藤が鉱山課長をして

伊藤が鉱山局長をしている時から、日本坑法を改正する準備がすすめられていたと考えられるが、このことについては伊藤は何も記していない。それどころか、彼は明治二十二年九月には鉱山局長を辞任したのだが、これは役人生活そのものから足を洗ってしまったのである。辞任の理由を彼はつぎのようにのべている。⁽¹¹⁾

私も自分としては明治十三年帰朝以来、九年有半役人をして見たが、併し農商務省には党派的の弊多く頑迷な閥があつて閥外に在る者は之を見るのが仲々うるさく、縦し蔓に絶つて徒党の仲間入りをしてもいいが、それは甚だ心苦しいことである。其役人の空気を吸へば吸ふ程不愉快になつたので遂に私は役人を辞してしまつた。時の大臣(引用者注——井上馨農務大臣か)はせめて恩給迄留任せよと勧告して呉れたが、其頃は若かつたし、そんな意気地なしではないと其勧告も斥け、さっぱり辞してしまつた。

伊藤がいや気がさしたといつて「閥」は、必ずしもいわゆる陸長閥のことではなかつたらしい。この頃、農商務省にいた原敬の日記の二十三年二月二十四日の項につきのような記事がみえている。⁽¹²⁾

奥田義人秘書官より転じて特許局長となる。此人一昨年末奏任四等上級俸に進み昨年(引用者注、明治二年)夏は奏任三等となり今年又奏任二等に進めり。意外の昇進なり。井上伯職を辞して以来省中の形勢一変し一種の党派を生じ(余等は之をカタマリ連と称せり)、次官前田正名を推して党頭とし、宮島信吉、杉山栄蔵等の老人共何事か頻りに企図せり、識者は之を冷笑し居たり。余の如き秘書官は事務に干与せざるを可とすなど云ふ口実の下に全く閑地に置かれ、些少の俗務の外に用事なく、出省して終日各新聞を閲読し小説三面記事まで精読するのみ。不平もあれど擬なし。余と同一の境遇にある者省中に多く彼党派以外の者即ち省中官吏の殆ど半数は全く用事なし。

フランスから帰つた原敬が農商務省参事官となつたのは一八八九年(明治二年)四月、翌年一月から岩村農商務大臣の秘書官になつていた。原は、農商務省内にある種の党派が生じたのは二十二年十二月に井上馨が大臣を辞めてからだとして記しているが、それより前から奥田義人のような「意外の昇進」がみられたというのだから、この党派なるものが生じたのは明治二十一、二年の頃からだとしなくてはならない。その頭目とみられている前田正名は鹿児島出身であるが、原の日記に名前が出てくる奥田は鳥取出身、宮島は岐阜の出身である。その党派なるものの正体ははっきりしないが、少くともいわゆる藩閥とは直接には関係がなかつたと考えられるのである。なお、前田は、明治二十二年二月に山梨県知事から農商務省工務局長として農商務省に入り、のち農務局長に転じ、二十三年一月に農商務次官へ昇格したが、同年七月に次官を辞任してからは官界から離れ、もっぱら民間の実業団体運動に身を投じてその生涯をおえた人である。

さて、和田が取り組んだ鉱業法制改正の問題であるが、日本坑法の制定と施行、改正、鉱業条例の制定等については、すでに石村善助氏による詳しい研究もあり、⁽¹⁴⁾最新刊の『神岡鉱山史』でもこの問題にかなりの紙幅をあてているので、ここでは要点を指摘するにとどめよう。

まず、日本坑法の特徴を石村氏に従つて要約すればつぎの如くである。

(一)日本坑法は、民坑のみを適用対象とし、いわゆる官坑は対象外とされた。これは、日本坑法が日本国で発見される鉱物は「都て日本政府ノ所有ニシテ独リ政府ノミコレヲ採用スルノ分義アリ」(日本坑法第二)といういわゆる鉱山王有制を採用するところから導き出される当然のこととされる。(官坑に適用しないという明文があるわけではない。)(二)鉱業権の出願に対する採否の基準は示されておらず、その決定は政府の裁量にゆだねられている。(三)鉱業人は国から十五年の年限で借区して稼行するのであり、これに示されるように、日本坑法は鉱業人と国との関係に関する規律を主とするものであり、地表権利者と鉱業人、鉱業労働者と鉱業人との関係については何ら規定するところがなかつた。

第3表 明治12年より明治22年までの借区坪数累年増減

年	借区面積
明治12年	9,162,080坪
13	10,538,582
14	11,549,651
15	6,655,804
16	6,969,340
17	10,553,328
18	10,475,203
19	13,852,058
20	16,866,448
21	28,176,498
22	56,526,125

に「但石炭坑ノ借区ハ巷万坪以上ニ限ルヘシ」という但し書きを加える改正が行なわれた。

このような、部分的な改正や、法規運用上の改善が行なわれてはきたが、たとえ延長できるにしても十五年を期限とする借区制を基本とする日本坑法の諸規定は、ようやく資本主義的な発展の道を歩みはじめた鉱山業にとって重大な桎梏となることが明らかとなっていた。和田が鉱山局長となる頃までの鉱業の発展を、借区面積についてみれば第3表のごとくであった。⁽¹⁵⁾ 主要な鉱産額を明治八年と明治二十一年についてみれば、金は三・六倍に、銀は六・四倍に、銅は五・九倍に、鉛は一・八倍に、石炭は三・七倍に増した。(なお、鉱産額の数量については、本号所収の加藤幸三郎氏の論文参照。)

2 鉱業条例の制定

和田は、鉱山局長になるとただちに、日本坑法の根本的改正という大事業にとりくんだわけであるが、局長となつて一年後の明治二十三年八月には、わが国はじめての本格的な鉱業法制に関する書物といわれる『坑法論』を刊行し

そのなかで日本坑法の欠点をつぎのように指摘した。⁽¹⁶⁾

- 一、試掘及採掘出願ヲ許否スルノ標準ヲ定メサルカ為メ官民共ニ其処理ニ苦ムコト
- 一、政府カ鉱物ノ専有権ヲ握リ唯十五ケ年ヲ期シテ借区ヲ許可スルカ為メ鉱業ニ永遠ノ計画ヲ為スコト能ハス大ニ鉱業ノ発達ヲ妨ケ鉱利ヲ損スルコト
- 一、鉱業上必要ノ土地ニ対スル鉱業人ト地主トノ権利義務ノ規定十分ナラサルカ為メ其処理上紛雜ヲ生スルコト
- 一、鉱山ノ警察法ヲ規定セサルカ為メ鉱業ニ従事スル者ノ生命及衛生上ノ保護鉱業ニ対スル公益ノ保護及地表ノ安全ヲ保護スル等ノ道ナキコト

一、鉱業人ト鉱夫トノ間ニ備役契約ニ関スル規定ナキカ為メ其保護ノ道ナキコト
以上ハ現行坑法中欠点ノ要領ナリ之ヲ約説スレハ該法ニテハ鉱業人ノ権利鞏固ナラサルカ為メ従テ永遠ノ目的ヲ以テ資本ヲ投スルモノ尠ナク目前ノ利ヲ争フテ濫掘ノ弊ヲ生シ其鉱利ヲ損失シ国家経済ニ不利ナルコト之ヨリ甚シキモノアラサルナリ是レ坑法ノ改正ハ一日モ猶余スヘカラサル所以ナリ

和田が、日本坑法を批判する観点として、このように明確に、鉱業の資本主義的発展の展望を基軸にすえているのは注目すべきことである。このような確な着眼といい、小冊子とはいえ一六〇ページにわたる専門書を着任後一年に満たぬ間にまとめあげる力量はなみなならぬものがあるといわねばならない。これが、三職兼任という激務のなかでなされたのだからなおのことである。

もちろん、日本坑法の欠陥は、和田がはじめて指摘したものではない。はやくも一八八四年(明治十七年)十二月にはドイツ人カール・ルードルフが、長文の「坑法意見書」をときの参議兼宮内卿制度取調局長官伊藤博文に提出して⁽¹⁷⁾、「坑業ヲ営マントスル者ハ必ず大ナル資本ヲ有セザルベカラズ」とするこの「坑法意見書」の内容を和田が承知

たのである。

日本坑法は、実施にうつされると種々の不備な点が明らかになつてきたが、最も問題となつたのは、零細な鉱業人が数百坪というよ

うな狭い借区で稼行することによって生ずる乱掘の弊害であった。これは、日本坑法が「一年間ノ事業ハ地面五百坪ノ下ニ就テ壯健ナル一夫三百日ヲ以テ成セル程ノ工数ヨリ減スヘカラス」とややあいまいな規定を有するのみで、借区の有すべき規模を明示しなかったことによるものであった。この弊を除くため、明治十五年八月九日

していたことは想像するに難くない。また、日本坑法の欠陥はかなり前から自覚され、その改正は農商務省内でも問題とされていたとみられる。たとえば、鉱山局の技師杉村次郎⁽¹⁸⁾は、『日本鉱業会誌』創刊号に寄せた論文のなかで、

「欧米ノ例ニ見ルモ個々区々細小群ヲ為シテ皆ムベキモノニアラス可成的団結シテ大業ヲ謀ルベキナリ故ニ坑区ノ如キモ場所ハ可成的団結シ大区ニ取ルヲ要スルモノト云フベシ」とのべていた⁽¹⁹⁾。また、同人は、明治十八年五・六月に飛騨国神岡鉱山を視察し、狭い坑区に百数十名の借区人が「均ク同一様ノ権力ヲ有シテ坑業ヲ営ム常ニ起ル所ノ珍事実ニ耳ヲ蓋ハサルヲ得サルナリ」と批判し、「当業者有志者ノ奮発ヨリシ或ハ政府ノ勸諭ヨリシテ以テ一山又ハ一町ノ坑区ハ一主権ノ下ニ属シテ改良大業ヲ図ラサルヘカラサルナリ」と報告している⁽²⁰⁾。杉村の意見が、三井組による神岡地域の群小借区の統一的移住への重要なきっかけとなったことは、『神岡鉱山史』にのべられているとおりである⁽²¹⁾が、杉村の見解は決して彼個人のものでなく、当時の鉱山局内に共通する見解であったと考えられるのである。

さて、このような見解をふくめ日本坑法を抜本的に改正する鉱業条例は、農商務省原案では「明治廿三年三月一日ヨリ施行ス」となっており⁽²²⁾、原案そのものは当然それ以前にできていたとみななければならない。和田の『坑法論』はこの条例制定の作業と平行して書かれたとみられる。ちなみにいえば、農商務省原案においてあげられている制定理由(日本坑法の欠点)は、さきにも『坑法論』のそれとはほぼ同文である⁽²³⁾。

右に和田が指摘したような日本坑法の欠陥を除き、鉱業の発展を保証しようとする鉱業条例の農商務省原案は、総則・試掘及採掘・鉱区・土地使用・鉱業警察・鉱夫・鉱業税・鉱区税及手数料・罰則・附則の九章九十六条からなるものであった⁽²⁴⁾。法制局、閣議、元老院で審議のすえ、九章九十二条にまとめられ、一八九〇年(明治二十三年)九月二十五日、法律第八七号として公布された⁽²⁵⁾。

鉱業条例の制定過程については、後年、和田自身がつぎのようにのべている⁽²⁶⁾。

抑モ鉱業条例ハ、明治二十三年ノ制定ニ係リ従来ノ鉱業専有主義ヲ放棄シ其實質ニ於テハ鉱業自由主義ヲ採リタルモノナリ。該法ハ明治二十二年井上伯農商務大臣タリシ時、予鉱山局長トシテ其原按ヲ起草シ、奥田義人氏参事官トシテ専ラ之ヲ調査シ、該法文ハ主トシテ同氏ノ手ニナレルモノナリ。岩村男(通俊)ノ農商務大臣中尚之ヲ審議シ、遂ニ陸奥伯大臣ノ時ニ於テ之ヲ内閣ニ進達シ、法制局ノ討議ニ附セラレタリ。当時井上子(毅)法制局長官トシテ該法按ニ対シテ二箇ノ故障ヲ唱ヘラレ、局議半歳ヲ経ルモ決スルニ至ラザリシ。而シテ其故障ハ実ニ左ノ二点ニアリシ

- 一、従来ノ借区年限十五年ヲ無期限トスルハ不可ナルコト
 - 二、該法中外國人ニハ絶対ニ鉱業ヲ許サ、ルノ規定ヲ設クヘキコト
- 当時予ハ主務省ヲ代表シ、第一点ニ就テハ完全ナル鉱業ノ發達ヲ期センニハ断シテ特許ヲ無期トスルノ必要ヲ主張シ、第二点ニ就テハ國際條約ニ於テ議定スルヲ以テ至当トシ、該法中ニ之ヲ特定スルノ必要ナキコトヲ論セルモ井上子ノ承認ヲ得ス。遂ニ雙方讓歩シテ、第一点ハ法制局讓歩シ、第二点ハ主務省讓歩シタリ。是レ該法中第三條ノ規定アル所以ナリ。(注、第三條は「帝国臣民ニ非サレハ鉱業人トナリ又ハ鉱業ニ関スル組合員又ハ会社ノ株主トナルコトヲ得ス鉱業人未成年瘋癲白痴又ハ瘡癩ナルトキハ後見人ヲ立ツヘシ」というもので、農商務省原案にはなかったものである。なお、日本坑法にはその第四に、「日本ノ民籍タル者ニ非サレハ試掘ヲ作シ、坑区ヲ借り、坑物ヲ採製スル事業ノ本主或ハ組合人ト成ルコトヲ得ス」という規定が含まれていた。)

次テ法制局ノ法按ニ対シ閣議ニ於テ、該法中ノ一ノ規定タリシ「帝室及官行鉱業ニ於テモ亦此法律ニ準スヘキ」条文ヲ削ラレ、且該法按ヲ元老院ノ議ニ附セラレタリ。元老院ニ於テハ原按ニナカリシ「試掘年限ヲ一ヶ年延期スルコトヲ得」ノ規定ヲ加ヘタル外字句ノ修正ニ止マリタリ。



写真：ドイツに留学当時の和田維四郎。
1884年、ベルリンにて。
(長谷川鉄太郎氏所蔵)

前文ニ述ヘタル帝室及官行鉱業ニ於テモ鉱業条例ニ抛ルヘキ規定ハ内閣ニ於テ其条文ヲ削除セラレタリト雖モ敢テ法律外ニ立タシムルノ趣旨ニアラサリシテ以テ、主務大臣ノ發議ニ依リ、閣議ニ於テ帝室及官行鉱業モ此法律ニ抛ルヘキモノト決定シタリ。然レトモ其実施上種々ノ故障ヲ生シ遂ニ之ヲ実行スルニ至ラサリシ。是レ鉱業条例制定ノ沿革なり。

これによると、鉱業条例の原案は、がんらい法律家ではない和田が起案し、奥田参事官が法文化したというのである。前記のべたように、和田は鉱物学者・地質学者としての経歴をもつてはいるが、また地質調査所長という役人ではあるが、一つの法律をつくる程に法律についての学識をもつに至った経過は想定しにくい。しかし、『坑法論』には、西洋の古代中世の鉱山法の概要や「現時の鉱山法」としてフランスおよびプロシヤの鉱山法の概要や特徴が紹介されている。この当時の和田がフランス語に通じていたということは経歴からして考えにくいから、奥田参事官らの法律家を通して学ぶところが多かったのであろうが、他方、原嘉道がいつているように、ドイツに留学した際に彼地の鉱業法を研究してきたことも事実なのであろう。それにしても、短期間に、鉱業法制の専門家となるにはたいへんな努力が傾注されたと考えなければならない。

奥田義人については前にも少しふれたが、一八六〇年(万延元年)六月生れ、一八八四年(明治十七年)に東京大学法学部を卒業した新進の官吏である。八五年に英吉利法律学校として発足した現在の中央大学の創立者の一人として知られるが、鉱業条例制定当時、奥田の果した役割については和田が記している以上のことは今の筆者には不明である。九〇年(明治三年)二月には特許局長に転じたが、以後は職歴のうへでは典型的な官僚として官報局長・衆議院書記官長・農商務次官・文部次官・法制局長官・文部大臣・司法大官等を閲歴し、さいごは東京市長の現職のまま亡くなった。この間、中央大学では親族法を講じ、また二代、四代の学長をもつとめ、学界にも寄与するところが大き

かった⁽²⁸⁾。

ところで、一八八九年(明治二年)十一月から農商務省技師として鉱山局に勤め、和田の膝下にいた小花冬吉(一八五六—一九三四)は、後年、和田の追悼会でつぎのようなことをのべている⁽²⁹⁾。

鉱業条例設定の際、和田先生が剃刀大臣と異名を附せられし陸奥農商務大臣の官邸に於て、当時同大臣の股肱の秘書官たりし原敬氏と同条例につき一夜大臣の面前に於て大議論を闘わし、遂に大臣をして和田先生に對し勝扇を揚げしめられし結果同条例の実施を見るに至りたるは、是亦和田先生の法律に関する知識の一斑を窺ふに足るものなり。

この小花の回想にいう激論の内容はわからない。原敬の日記には、数度、和田の名が見えるが、大臣邸云々については、九〇年(明治三年)六月三日の条につきのように記されているのみである⁽³⁰⁾。

鉱業条例の件に付昨夜大臣邸にて會議し、鉱山局長和田維四郎と協議の結果、鉱業税は市価に依りて徴集せず産出高より徴取すべしとの余の意見に決定したり(後に此件は原案に變じたり)。

和田が法律に詳しい例としてあげていることが、この原敬のいうことだとすると、事実と反する——結局は和田の意見のとおりになったという意味では小花のいうとおりだが——。右の事例は、鉱業条例第七十四条に、「前条ハ鉱業税——引用者√鉱業製産物ノ価格ハ主要ナル市場ノ平均相場ヲ標準トシ農商務大臣ノ告示スル所ニ依ル但市場ノ相場ナキモノハ其ノ販売代価ニ依ル」とあるをさしていると思われ。この

条文は、農商務省原案第七十三条と、表現字句に若干の違いがあるだけである。小花のあげている例は、内容が明らかでないから和田の力量を評価するうえでは積極性に欠けるが、むしろ、帝大法科を出てすぐ鉱山局に入り、後年、弁護士として大成した原嘉道のつぎのような回想は、実情を伝えているといつてよいであろう。⁽²⁷⁾

吾輩が鉱山局に這入ったときは、既に鉱業条例は公布されて居たが、其の実施は翌二十五年六月一日からで、其れ迄の経過法として、日本坑法の一部改正法律を実施するといふ矢先であった。其の為に、毎日のように、和田氏から、従来の鉱業行政の実情と、同氏の之れに対する革新意見、並に鉱業条例の精神解釈等の説明を聞かされ、お蔭で、鉱業法規の理論と適用とを覚えることが出来た。更に、其の翌年になると、鉱業条例実施の準備として、同条例施行細則其の他附属の省令等を起草することになり、和田氏の指揮の下に、官制改正前の鉱山局次長で、今は特許局審判官と参事官兼勤の田中隆三君等と、之に従事した。

このあと、一八九二年四月、全国六か所に鉱山監督署ができると、彼は東京および大阪の鉱山監督署長となり鉱業行政の実務に参画した。原はこの経験をつぎのようにいう。⁽²⁷⁾

之が為に、吾輩は、当時普通法律家の全く知らなかったとも云ふべき鉱山法規の主義精神から、其解釈適用をも心得ることを得た。又、之れが後に弁護士になつてから、非常に吾輩の立場を有利に導いて、吾輩の弁護士生活を安定せしめたのである。此点に於て、吾輩の鉱山行政官たる間、常に教導して呉られた和田維四郎氏は、吾輩の恩師とも謂ふべきで、吾輩は終身、同氏に対し、深甚の感謝を捧ぐるものである。

3 鉱業条例の施行

鉱業条例は、さきに述べたように一八九〇年(明治三年)九月に公布されたが、「官民共ニ其実施ニ係ル準備時日ヲ要スルカ為メ実施期日ヲ延期スルノ必要アルヲ認メ」九二年(明治五年)六月一日から施行されることとなった。

これに関連して、その実施までの応急措置として、鉱業条例の公布に先立って、九〇年七月に、日本坑法中「最モ不完全ナル条項ノミ」⁽³¹⁾の改正が行なわれた。その改正のうちとくに重要なことは、借区坪数に制限を加え、「坑区ノ面積ハ石炭ハ一萬坪以上其他ノ鉱物ハ三千坪以上トシ共ニ六十万坪ヲ超ユルコトヲ得ス」として、日本坑法のもとでみられた零細な借区による移行を排除しようとした点であろう。このほか、先願主義を採用したこと、鉱業人は必ずしも精錬業を兼ねなくともよいとしたことなども、右と同様に鉱業の自由な発展を企図したもので、これらはいうまでもなく鉱業条例にそのまま引き継がれた。

このような暫定的な改正をしたのち、さきにひいた原嘉道のことばにみられるように、農商務省は和田を先頭にして着々と鉱業条例施行の準備をすすめた。すなわち、新たな鉱業行政の中核的機構となる鉱山監督署の官制は一八九一年(明治二四年)七月に公布され、全国を六地域に区分し東京・秋田・大阪・広島・福岡・札幌の六市に鉱山監督署がおかれることとなり、九二年四月には和田のもとで鉱業条例の制定過程から参画していた田中隆三、小花冬吉と帝大を出てすぐから準備に参加してきた原亀太郎(のち嘉道)とが鉱山監督官(署長)に任命された。分担は、田中が福岡・広島を、小花が秋田・札幌を、原が東京・大阪をそれぞれ兼任した。各監督署は、鉱業条例施行の前から、施行に伴つてとるべき措置を鉱業人に対して指示したが、そのなかには鉱夫の労働条件や保護について鉱業人の制定すべき鉱夫使役規則や鉱夫救恤規則の標準などもふくまれていた。鉱業条例施行の直前である九二年(明治二五年)三月には鉱業警察規則が公布(施行は六月一日)された。

このような準備作業のすすめられるなかで、和田は、九一年には、さきの『坑法論』の内容を増補し、さらに、「鉱業ニ従事スル者及法律家ハ勿論苟モ世ノ鉱業ヲ論スル者ヲシテ該法(鉱業条例のこと)ノ意義ヲ明ニスルノ参考ト為サシメン」がため、鉱業条例の逐条解釈を加えた『帝国鉱山法』を刊行した。この『帝国鉱山法』では、鉱業条例

の逐条解釈は別としても、たとえば、日本坑法の欠点についても、さきにもた五項目のほか、

一、鉱夫救恤ノ方法ヲ設ケサル為メ、鉱夫ノ疾病負傷等ノ場合ニ於テ救済ノ途ナキコト
二、税法不適当ニシテ大ニ薄利鉱山ノ發達ヲ妨クルコト

の二項が加えられ、また、鉱業法制の諸原則について論じた「第三章 鉱山法ノ主義」においては、『坑法論』と同じ(32) (一) 鉱物ノ所有權、(二) 試掘ノ權利、(三) 採掘許可ノ標準、(四) 鉱業人ノ權利及義務、(五) 鉱區区広狭ノ制限、(六) 鉱業上必要ナル土地ノ収用法、(七) 鉱業ノ警察、(八) 鉱夫共済法、(九) 鉱業ノ税、の各節のほか、新たに(十) 鉱山監督署ノ必要、という一節が加えられているなど、推敲のあとが著しい。

和田はさらに、施行を目前にした一八九二年二月には、『日本鉱業会誌』第八四号に「鉱業条例制定ノ理由」とい

う一文を寄せ、鉱業人にたいして鉱業条例の意義を理解させようとする努力をしている。
和田らのこのような、情熱を傾けたともいえる程の努力の注がれた鉱業条例も、施行に至るまですべてが順調に運ばれたわけではなかった。周知のように、一八八九年(明治三年)二月十一日に大日本帝国憲法が發布され、翌九〇年十一月には第一回帝国議会が開催された。鉱業条例は、この帝国議会の開会を目前にした九月に公布されたのである。その議会では、「議会が始ツテ以来、殆ンド年々歳々鉱業条例ト云フコトハ、議會ニ上ラヌコトハナイ」といわれたほど問題となったが、施行期日にあと十七日しかないという五月十四日に、中村弥六ほか四名から、施行延期をはかる鉱業条例施行期限法律案が緊急事件として提出されたのである。(34)

同法案は、つぎに掲げる五項目にわたって鉱業条例を非難し、とりあえず目前に迫った施行を一年間延期せよ、というものであった。(35)

① 鉱山監督署を全国六か所に置くことは、徒らに莫大の経費を要して官吏の冗員を増す結果を生ずるにすぎない。

② 弊害の多い試掘制度が存置されている。

③ 政府は鉱業に対して過度の干渉をおこない、そのために鉱業者に非常な煩累をこうむらしめる。

④ 課税法はきわめて不公平で鉱業の發達をさまたげる——鉱産税の新設を非難する。

⑤ 鉱業条例は全体として実施しにくく、不必要な条項が多い。

この延期案は、ただちに委員会の議に附され、委員会・本会議ともにほとんど異議なく通過した。しかし、貴族院では、衆議院の示す反対理由のすべてをことごとく理由なしとして、否決してしまった。じつに、施行二日前の五月三十日のことであった。

4 鉱業条例の意義

鉱業条例は、予定通り一八九二年(明治二五年)六月一日から施行され、ここに、わが国鉱業法制は面目を一新した。鉱業条例の制定作業に参加し、原・小花とともに初代鉱山監督署長を勤め、一八九九年(明治三三年)五月から一九〇五年(明治三八年)十一月まで鉱山局長となり、鉱業条例の改正法である鉱業法の制定に尽力した田中隆三は、鉱業条例の制定とそれに先立つ明治二十三年の日本坑法改正の意義を要約して、「明治二十三年以前ニ於テハ、政府ノヤリ方ト云フモノハ、徹頭徹尾誘導保護ト云フコトヲ主トシテ、二十三年以後ニハ、万事万端鉱業ノ独立自営ト云フコトヲ専ラニスルノ方針」になつたのだ、といっている。(36)

鉱業条例制定の目的は、和田自身によれば、「鉱業上国民ノ權利ヲ確定シ鉱業發達ノ道ヲ開キ、鉱業人ヲ保護奨励スルニアリ」、また、鉱業のために他の權利を侵害してはならないので「鉱業ト土地所有トノ分界ヲ明カニシ互ニ侵害スルコトナカラシメ、又職工ノ保護、公益ノ安全ヲ計ルノ規定ヲ設ケ」たことにあり、その主要な特徴はつぎの諸点にあるとされたのである。(37)

(一)日本坑法では、物はすべて政府の所有とされ、民間の鉱業人は「政府ノ下稼トシテ借区ヲ得ルニ過」ぎず、鉱業人の権利は甚だ薄弱であった。また、日本坑法では専有主たる政府が鉱業を営む場合には何ら法律の制約を受けなかった。そこで、鉱業条例は、このような官民の区別をなくし、「政府ト雖モ鉱業ヲ為ス場合ニ於テハ一人ト均シク同一ノ規程ヲ踏マサレバ之ヲ為スコトヲ許サ、ルモノ」としたのである。

(二)日本坑法では、借区年限を十五年としたため、「永遠収利ノ目的ヲ以テ巨資ヲ投スルモノナク、国家経済上ノ不利益ハ勿論鉱業人ノ権利薄弱ニシテ到底鉱業ノ発達」は望めなかった。そこで、鉱業条例ではこの期限を廃して「法律違犯ノ処ナキ以上ハ永久ニ採掘権ヲ有スルモノ」とし、起業に充分な資本を投じうる道を開いたのである。

(三)日本坑法では、民間鉱業人は政府の下稼に過ぎなかったから、鉱業を担保として金融をはかることが許されず、鉱業の発達に妨げられていた。そこで、鉱業条例では鉱業の「書入抵当ヲ許シ、鉱業人ノ為メニ金融ノ途ヲ開キ、又其債権者ニ向テモ法律上ノ保護ヲ与ヘタ」のである。

(四)日本坑法は(その第二十において)「一年間ノ事業ハ地面五百坪ノ下ニ就テ壯健ナル一夫三百日ヲ以テ成セル程ノ工数ヨリ減スヘカラス」などの規定によって経営の規模に制限を加えていた。鉱業条例では、鉱業人に鉱業施業案を提出させ鉱業人が相当の事業をするかどうかを監査することとし、鉱業人による採量の巾を上げたのである。

(五)税法を改め、鉱業税・鉱区税の二種とし、従前の借区税に相当する鉱区税は坪数に応ずるものであるが税率を低くし、また、鉱業税を生産額の多少に応じて増減するものとして、衡平・適実な税法としたのである。

以上は、日本坑法の規定の不十分な点を改めたもので、また地主と鉱業人の関係につき、鉱業人の権利を保

護しようとした明治二十三年の改正をひき継いでいることは勿論である。

日本坑法に規定がないため、全く新たに設けられたのはつぎの諸点である。

(六)鉱業が進歩すれば、その危険もまた増加する。坑内の構造を堅固ならしめて生命・居住・交通の安全を守り、
「鉱山ヨリ排泄スル有害物ノ土地所有ヲ損シ人ノ衛生ヲ害スルコト」あるを防止するため、鉱業警察規則を定めることとした。

(七)鉱夫の危険労働や虐待を防止し、また鉱夫による同盟罷工などの妨害を防止するために、鉱夫の保護・備役に
ついては特別の規定を設けた。

(八)従来、鉱山の監督行政は地方庁に委任されていた。しかし、鉱業が発達してくると出願件数も多くなり、「鉱業ノ技術ヲ了解シタルモノニアラサレハ到底其職ヲ尽スコト能ハサルニ至」ったので、鉱業の技術に通じた官吏によって鉱山行政を行なうために鉱山監督署を設けることとした。

鉱業条例は、施行されて以後、一九〇〇年(明治三十三年)に一回一部が改正されたのみで、ほとんどそのままの形で
一九〇五年(明治三十八年)七月に鉱業法が施行されるまで十三年間存続した。鉱業法は、その大綱においては鉱業条例
と変るところなく、鉱業条例施行後に問題となった不備欠点を修正し、規定を充実したにすぎない⁽³⁸⁾。その意味では鉱
業条例こそは、近代日本の鉱業法制鉱業行政の基礎を築きあげたものだといつてよいのである。

なお、右に掲げたような和田の指摘する鉱業条例の特徴のうち、第一項にいう官行・民行鉱山に差別なく法を適用
するという問題は、必ずしも和田の企図したごとくにはならなかった。制定の過程において法制局とのあいだで問題
となったことは前述のとおりであるが、施行後も、国の行なう鉱山に適用することについては「其実施上種々ノ故障
ヲ生シ遂ニ之ヲ実行スルニ至ラ」なかつたことは、和田も認める⁽³⁹⁾ところであつた。この問題には、のちに佐渡・生野

第5表 業種別従業員数

年次	計	金属山	石炭山	その他の非金属山	砂 鋳
明治26年	86,917	53,474	30,345	3,098	
27	101,461	55,703	42,876	2,882	
28	118,963	60,368	54,091	4,504	5,639
29	118,517	59,606	53,751	5,160	5,673
30	160,539	71,988	82,529	6,022	11,063
31	133,731	51,706	75,831	5,194	13,988
32	119,667	51,141	60,964	7,562	6,108
33	131,011	54,805	70,508	5,698	9,835
34	145,755	63,980	75,230	6,545	10,643
35	146,939	60,339	78,894	7,706	8,440
36	157,129	64,859	84,941	7,329	6,401
37	164,858	69,133	88,330	7,395	5,829

注) 1) 計には、砂鋳の人数はふくまれない。 2) 砂鋳は、砂金・砂金すず・砂金鉄・砂すず・砂鉄の計である。 3) 明治31年以前はその年の12月末日現在の人員を示す。明治32年以後はその年の6月末日現在の人員を示す。
出所) 『本邦鋳業の趨勢50年史<続編>』194ページ。

が行なわれたことが指摘できる。この諮問会は、農務省が全国の代表的な鋳業人を召集し、鋳業条例について鋳業家の意見を求めたのであり、会長は省側委員である和田であった。

この鋳業諮問会は、「議事の体裁は可成四角張らぬ方宜しからん」ということで各人が自由に発言したらしく、ここで問題とされた条項は多岐にわたった。多数を占めたという要望のうち、おもなものをあげると、試験区に採掘鋳区と同様の制限を設けよ、他人の試験区でも採掘しうるみちを開け、鋳業税を廃止すべし、鋳業施業案は廃止すべし、普通警察との区別がはっきりしないから鋳業警察の諸規定は廃止すべきである、鋳夫の労働条件・保護・救恤に関する規定はすべて削除すべきである、等々で、いかにも気ままに意見を出しあった感がある。それだけに鋳業の発展を制約するような条項はすべて削除して欲しいという鋳業条例にたいする鋳業人の受けとりかたを知ることができる。

第二には、同年十二月二十四日、第四帝国議会に、

第4表 品目別生産高

年次	金	銀	銅	鉛	石炭
明治21年	g 629,205	g 42,738,353	kg 13,374,427	kg 400,010	千ton 2,023
22	768,521	42,968,014	16,254,109	601,700	2,389
23	726,680	52,844,078	18,115,468	774,794	2,608
24	722,100	58,669,774	19,033,079	808,571	3,176
25	700,519	60,237,848	20,726,723	911,365	3,176
26	736,395	69,259,819	18,005,198	1,112,923	3,317
27	785,659	72,035,726	19,911,737	1,425,556	4,268
28	896,404	72,272,040	19,114,132	1,944,619	4,773
29	961,946	64,337,498	20,078,769	1,954,726	5,020
30	1,036,601	54,294,319	20,389,330	770,914	5,188
31	1,159,294	60,443,408	21,023,755	1,702,542	6,696
32	1,675,185	56,167,725	24,275,825	1,988,078	6,722
33	2,124,506	58,805,981	25,309,412	1,878,048	7,429
34	2,475,574	54,745,309	27,391,756	1,802,989	8,946
35	2,975,693	57,641,419	29,034,382	1,644,445	9,702
36	3,134,426	58,609,169	33,187,406	1,725,361	10,088
37	3,510,514	61,232,156	32,123,021	1,802,629	10,724

注) 農商務統計表の品目別推移表より。

出所) 『本邦鋳業の趨勢50年史<続編>』122~124ページ。

の払下げにさいし、和田が生野鋳山の責任者として直面することとなる。

鋳業条例のもとにおける鋳業生産高と従業員数の推移は第4・5表に示すごとくであった。

しかしながら、鋳業条例は、その施行後においてすべてが順調にいったわけではなかった。施行直前に衆議院に延期案が提出され、これがきわどいところで貴族院で否決されたことはまえに述べたとおりである。施行後においても、鋳業条例を大中に改正しようとする試みは繰り返し返され、そのつど、政府側はこれに反論・防戦しなければならなかったのであるが、先頭にたつてその衝に当たったのはいうまでもなく鋳山局長たる和田であった。

まず第一に、鋳業条例施行後四か月しかたない十月一日から開かれた鋳業諮問会において、鋳業条例の多くの点について反対決議

再び鉱業条例改正案が出されたことをあげなければならぬ。改正案は三件提出されたが、そのうち審査委員の審議に附された中村弥六らの案は、和田によればつぎのごとくであった。⁽⁴⁰⁾

審査委員ノ決議

- 第一 鉱山監督署ヲ廃シ無用ノ経費ヲ節減スルコト 可決
- 第二 試掘ノ制ヲ廃シ鉱業ノ弊習ヲ矯正スルコト 否決
- 第三 鉱業施設案ヲ廃止シ官民ノ煩累ヲ省クコト 可決
- 第四 鉱業上警察ニ関スル事務ハ普通警察ニ一任スルコト 可決
- 第五 無用ノ干渉ヲ避ケ鉱業ノ発達ヲ自由ナラシムルコト 可決
- 第六 不公平ニシテ且ツ煩累ナル課税法ヲ改ムルコト 否決
- 第七 本条例ニ於テ砂鉱ヲ監理スルコト 否決

これらの決議は、もちろん政府側の容れるところではなかった。この第四帝國議會は、前年につぎ政府と野党とが激しく対立し、翌九三年一月には衆議院が軍艦建造費などを削減して予算を修正可決して五日間休会、同月二十三日には内閣弾劾上奏案を上提して十五日間の停会を命じられ、二月七日それに屈せず衆議院が同上奏案を可決して再び休会するなど波乱に満ちていたが、結局、政府側が天皇の詔書の權威をかりて危機を切りぬけた。こうしたなかで鉱業条例改正案は審議未了廢案となつてことなきを得たのである。

こうして、鉱業条例を大中に改正しようとする試みは悉くつぶれたが、しかし、鉱業条例の企図が大きく制約されたことも否めなかった。鉱業行政の要である鉱山監督署については、政府側には年を追って拡充する企図があつたといわれるが、現実には九三年(明治二六年)十月には札幌・広島の一つの鉱山監督署と金沢・鹿兒島の両支署が廢止され

たのである(札幌鉱山監督署は九六年に復活した)。予算の面からみても、「(明治)二十五年頃マデニハ十二万円ノ金ヲ使ツテ居リマシタ監督署ガ、段々九万円ニナリ、七万円ニナリ、六万円ニナリ、甚シキハ五万円ニナツタコトモゴザイマス。仕事ノ方ハ却テ殖エテ、色々手續ガ面倒ニナツテ来ルト云フコトガアルニモ拘ラズ、経費ノ上ニ於テ今御話スルヤウナ風ニズツト予算ガ減ツテ来タ」というのが実情であつた。⁽⁴¹⁾ 予算は九九年頃から少しづつふえてはきたがそれも業務の拡大に沿うほどのものではなかつたといわれる。田中隆三もいうように、政府に意気地がなかつたことも否めないが、監督署を縮少・廢止しようという鉱業人側にも大いに責任があつたのである。

このような経過を顧みると、①鉱業条例は、日本抗法の欠点を根本的に改正するものだったというだけでなく、また、②たんに鉱業の発展を保証しようとするだけでなく、③時代に先んじて鉱夫の保護をふくむ雇用関係の近代化を図るものであつたといわなければならないのである。田中は②の点について、明治二十三年の改正(それは鉱業条例にも引き継がれている)は地主の権利を制限するものであつたから「中々大變動デ、今日ノ此議會ノヤウナモノニ提出シテハ、其協賛ヲ得ルコト中々尙束ナイ箇条デアル」と⁽⁴²⁾ しているが、このことばは、鉱業条例の他の多くの部分についてもいえることなのである。⁽⁴³⁾

筆者はすでに、あまりに鉱業条例をめぐる問題にたち入ってしまったので、ここでは以上にとどめるが、近代日本の鉱業法制の基礎としての鉱業条例の意義と、この制定に尽力した和田の見識は改めて評価されてよいように思うのである。

和田は、その精根を傾けた鉱業条例が実施に移され、鉱業条例を骨抜きにしようとする二度目の改正案が廢案となるのを見とどけたうえ(第四帝國議會の開院式は三月一日)、九三年三月三十一日を以て、鉱山局長を辞任した。辞職の理由について、和田自身の記したものは何もないが、和田と同時に鉱山監督署長を辞職した原嘉道がつぎのように記

(前略)(明治二五年八月に)後藤象二郎伯が来られてから、何んとなく、省内の空気に動揺を来たし、奥田、和田両氏の如きは、大臣との間に、往々意見の杆格を見るに至ったようであった。(中略)

明治二十六年に入ると間もなく、和田氏は、後藤大臣と正面衝突すべく、最も好い問題に逢着した。其れは、大臣が、今迄鉦山に何等関係のなかつた人を、鉦山監督署長に任用せんとしたことである。和田氏は、鉦山監督署長は、其の管轄区域内に於ける一切の鉦山行政事務を統轄し、試掘願に付ては其の許否を専決するほどの、重要な職権を有する行政官吏であるから、此位地に据へるには、必ず、鉦山行政に関し相当の知識経験を有する者を以てすべく、何等関係なき職務を採つて居たものを、卒然任用するが如きことには、断じて同意するを得ぬ、との強き主張に出た。大臣は、省内の人練りの都合から、候補者たる人に既に内命まで伝へたので、鉦山局長の正面からの反対には、大に困りながら、是非共自分の予定通り施行せしめようと、強要したのである。於茲、和田氏は、辞官の機会至れりとし、吾輩にも事情を告げられ、……。明治二十六年三月二十八日頃、和田氏は、田中(隆三)君と吾輩の辞表を纏め、自分の辞表と共に、之を次官に提出した。

こうして和田は退官したのであるが、この後藤象二郎の登場を契機に退官したのは和田だけではなかつたらしい。後藤は農商務大臣になると、井上馨と提携して藤田四郎を抜擢して特許局長にしようとしたので九二年十一月には、特許局長の奥田が官報局長に転じ、官報局長の高橋健三が身を引いてしまったのである。⁽⁴⁵⁾ なおついでにいえば、日本の近代文学の建設者として知られる二葉亭四迷(本名、長谷川辰之助)は、らいらくな高橋健三が局長をしていた八九年八月から官報局に勤めはじめた。「浮雲」を書いたあと、作家として生きることには懐疑していた頃である。このあと、浮雲のなかでは否定的に描き出された官員として八年も勤め、九七年十二月に退官している。⁽⁴⁶⁾

もともと、鉦山監督署長の人事に関するかぎりは、原の記すところが事実としても、大臣だけが無理を遣そうとしたのだとはいい切れない点もある。まえにも述べたように、この当時は、六か所の鉦山監督署を原・田中・小花の三人で兼担していたから、三つのポストのあきがあつたのであり、善意に解すれば、後藤はこのポストをうめようとしたに過ぎなかつたかもしれないからである。しかし、あいつぐ反対に屈することなく、専門職としての鉦山監督官(鉦山監督署)の重要性を主張してやまなかつた和田としては、大臣の意向に沿うことができなかったであろう。鉦山局は、一べんに、和田・原・田中の三人の有能な官吏を失ってしまったのである。

このとき、同時に、地質調査所長も辞任したが、これは、和田自身より地質学の専門に通じている巨智部忠承にみちを譲つたものと考えられる。ときに和田はまだ三七歳の働き盛りであつた。地質調査所員一同は、感謝状と記念品を贈つて和田の草創の労苦をねぎらつた。⁽⁴⁷⁾ 前号所載の三節に記すべきであつたがもらしたのでここに記しておく。

- (1) 明治期の鉦業法制・鉦業行政については、『商工政策史』第二巻鉦業(上)(高橋正二執筆、一九六六年)、石村善助『鉦業権の研究』(一九六〇年)のほか、三井金属鉦業株式会社編『神岡鉦山史』(一九七〇年)も詳しい。
- (2) 「工部省沿革報告」『明治前期財政経済史料集成』第一七巻、四九ページ。
- (3) 小栗田淳『日本鉦山史の研究』(一九六八年)、八一―一六ページ。
- (4) 『石炭鉦業聯合会創立拾五年誌』(一九三六年)、三六ページ。
- (5) 板沢武雄『シーボルト』(一九六〇年)、二五六ページ。
- (6) 「工部省沿革報告」前掲書、二四ページ。
「明治十二年一月廿一日此ヨリ先一月十日太政官ニ稟議スル所アリ、曰ク、長崎県平民伊藤弥郎自費ヲ以テ英国ニ留学シ、鉦山学ヲ修業研究シ現今其術進歩シ後來ニ望ミアルヲ以テ、学資金一ケ年英貨三百磅ヲ支給シ卒業帰朝ノ後本省ニ採用セハ大ニ便宜ヲ得ヘント。此日之ヲ批准セララル。」
- (7) 『石炭鉦業聯合会創立拾五年誌』三七ページ。

- (8) 同上書、一五ページ。
 (9) 『男爵団琢磨伝』上巻(一九三八年)、五ページ。
 (10) 『日本鉱業会誌』第六号、四二六ページ、同上誌第九号(一八八五年)、六一九ページ。
 (11) 前掲『拾五年誌』三八ページ。
 (12) 『原敬日記』①(一九五〇年)、四六一ページ。
 (13) 長幸男「ナシヨナリズムと『産業』運動」、長幸男・住谷一彦編『近代日本経済思想史』I(一九六九年)、八五―一三四ページ。
 (14) 石村善助『鉱業権の研究』(一九六〇年)
 (15) 和田維四郎「鉱業ノ進歩」、『日本鉱業会誌』第七一号(一九九一年)、一―十四ページによる。
 (16) 和田維四郎『坑法論』(一九九〇年)、九八―九九ページ。
 (17) 『秘書類纂・工業関係資料』二五八―二七四ページ。
 (18) 杉村次郎については、拙稿「日本鉱業会の創立をめぐって」『専修・自然科学紀要』第三号、(一九七〇年)をみよ。
 (19) 杉村次郎「鉱山借区ノ仕方及測量ノ心得」、『日本鉱業会誌』第一号(一八八五年)、三八ページ。
 (20) 杉村「飛騨神岡鉱山記事」、前掲誌、第七号(一八八五年)、四五―四六〇ページ。
 (21) 『神岡鉱山史』(一九七〇年)、五九三―五九六、五九八ページ。
 (22) 石村、前掲書、一六一ページ。
 (23) 石村、前掲書、一五二ページ。『商工政策史』第22巻鉱業(上)(一九六六年)、一四二ページ。
 (24) 石村、前掲書、一五三―一六一ページ。
 (25) 前掲『商工政策史』第22巻、一四二―一四九ページ。
 (26) 和田維四郎「鉱業法ノ論評」、『日本鉱業会誌』第二四一号(一九〇五年)、一六五―一六六ページ。
 (27) 原嘉道「弁護士生活の回顧」(一九三五年)、八―九ページ。
 (28) 奥田義人については、大久保次夫「賀実剛健の父・奥田義人先生」、『中央評論』第七八号(一九六二年)、同「奥田義人の几帳面な人生」、『中央大学学報』第三三卷第三号(一九七〇年五月)・第四号(一九七〇年七月)参照。
 (29) 『小花冬吉先生』(一九三三年)、二三〇―二三一ページ。

- (30) 『原敬日記』①(一九五〇年)、四八一ページ。
 (31) 和田維四郎『坑法論』、一〇七―七ページ。同『帝國鉱山法』(一九九一年)、一四七―七ページ。
 (32) 同上『帝國鉱山法』一四六―七ページ。
 (33) 明治三十五年三月七日衆議院鉱業法委員会における堀田連太郎委員の発言より(前掲『鉱業権の研究』二八六ページによる)
 (34) 前掲『商工政策史』第二十二巻、一五五―一五九ページ。
 (35) 石村、前掲書、一八五―一八七ページの整理による。
 (36) 田中隆三「鉱業行政ニ就テ」、『日本鉱業会誌』第二二九号(一九〇四年)、一六三―六四ページ。
 (37) 和田「鉱業条例制定の理由」、『日本鉱業会誌』第八十四号(一九九二年)、三七―四四ページ。
 (38) 石村、前掲書、一九五―一〇七ページ。
 (39) 「鉱業諮問会の顛末」、『日本鉱業会誌』第九二号(一九九二年)、四七五―四八六ページ。
 (40) 和田維四郎「鉱業条例ノ改正ニ就テ」、『日本鉱業会誌』第九八号(一九九三年)、一五六―六七ページ。
 (41) 田中、前掲誌、一六七―七八ページ。
 (42) 同上、一六二―二三ページ。
 (43) 『神岡鉱山史』(一九七〇年)。なお鉱業条例における労働関係の規定の意義については拙稿「わが国の初期鉱業労働保護立法について」、専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第五号(一九七一年)参照。
 (44) 原、前掲書、一二―一四ページ。
 (45) 大久保次夫「奥田義人の几帳面な人生」(二)、『中央大学学報』第三三卷第四号(一九七〇年)、二四―二五ページ。
 (46) 小田切秀雄『二葉亭四迷』(一九七〇年)、一二七、一七九―八〇ページ。
 (47) 「和田君の記念牌」、『日本鉱業会誌』第九八号(一九九三年)、二〇〇―〇一ページ。

五 生野鉱山の払い下げ

一八九三年(明治二六年)三月に鉱山局長と地質調査所長とを辞任した和田は、それよりさきに帝大教授を辞任して

いたから、いっぺんに激職から解放され、一時は定職をもたなかったと考えられる。すなわち、辞任直後の九三年八月には、同年四月に設置されたばかりの臨時製鉄事業調査会の委員に任命されており、さらに翌一八九四年(明治二七年)五月には製鉄事業調査会委員に任命されているが、⁽²⁾ともに何の肩書もない。わば学識経験者として扱われている。同じ時期、九四年一月から九七年(明治三〇年)十月まで帝国大学講師となっているが、⁽³⁾これは非常勤で、鉱物学ではなく鉱業法制の講義を担当していたようである。

二年程浪人をしたのち、一八九五年(明治二八年)十二月に、当時すでに皇室財産に編入されていた生野鉱山に、御料局生野支庁長心得(理事)に任ぜられた。⁽⁴⁾しかし、この生野鉱山は佐渡鉱山とともに九六年(明治一九年)十月には三菱に払い下げられたから、和田の在任期間は十か月に過ぎず、経営に腐心するいとまはなく、むしろ払い下げ問題を処理することがおもな仕事ではなかったかと思われる。

周知のように、生野鉱山は、わが国有数の銀山の一つとしてさかえてきたが、明治初年にはいち早く官行とされ、フランス人技術者コワニエをはじめとするお雇い外国人の直接の指導のもとに、鉱業の近代化の範とすべくはやくから西欧技術の移植につとめ、また、近代的な鉱業技術者の養成がおこなわれていた。そして、明治十年代にはじまる官営工場・鉱山下げ政策のなかでも払い下げられることなく、前途の有望な鉱山の一つとして、佐渡鉱山とともに一八八九年(明治二年)四月には皇室財産として御料局に編入された。すなわち、御料局編入当時、「政府予定の擴張事業を継続竣成すれば佐渡に於ては六十万円、生野に於ては四十万円の年収を挙げ年々三十万円内外の純益を収め得る見込」がある⁽⁵⁾とされていたのである。元来、一八八五年(明治十八年)に御料局が設けられたのは、憲法制定を目前にして皇室財産を国の会計とは別個のものとして安泰に確保することにあつたとみられるから、二万二千余町歩にのぼる官有林野を御料局に移管したのは当然としても、採掘を続ければやがては衰退することの予想される鉱山を御

料局に編入するについては、よほどの有望という見とおしが必要ならなかった筈であつた。

ところが、皇室財産編入後の佐渡・生野両鉱山の収益は必ずしも見込どおりではなかつた。すなわち、移管後の鉱業の収支をみると、「経常費以外に毎年十二万円ないし四〇万円の臨時興業費を投じ」て経営につとめたにもかかわらず、一八八九年度より一八九五年度までの両鉱山の収益は、平均して十万一千円程度に過ぎなかつたのである。それだけでなく、累年の巨額の興業費のうち未償還額は九五年度にはすでに八七万円に達していた。和田が生野支庁長に着任したのは、こういう時であつた。

和田の着任直後の九六年春頃から、御料局の鉱業関係事業である佐渡・生野両鉱山及び大阪製錬所の払い下げ説が巷間に伝えられ、政界新聞紙などで種々の議論が行なわれていた。たとえば雑誌『太陽』は、「過去廿日間⁽⁶⁾に於て最も世上の注目を惹ける大問題は佐渡・生野の両鉱山及び大阪製錬所⁽⁷⁾の一条なり」と伝えていた。それによると、宮内大臣(土久久元)・同次官(田中光頭)・御料局長(岩村通俊)がみな土佐人であるためか自由党は黙しているが、進歩党・国民協会が払い下げに反対し、新聞雑誌では時事新報と東京経済雑誌のみが鉱山・山林・原野等は御料たるに適せず、皇室は専ら国民の租税のみに財源を求めべきだという理由で払い下げに賛成しているが、他はすべて反対であつたというのである。

政府は、こうしたなかで同年五月末には払い下げの方針を決定した。宮内省は、ことが言論界で問題となつている事情を考慮して、払い下げ処分にする五月十二日付の理由書と、御料鉱山の担当保官たる和田維四郎・渡辺渡、中沢岩太三技師の意見書とを同時に公表した。⁽⁷⁾理由書はいう。

客年中本局所管三作業局をして各自独立経営せしむるの方案を建て之を省議に提出したるに、佐渡鉱山は本年度より之を施行するを許し、生野鉱山及大阪製錬所は既往の事績に於て其計画往々齟齬を免れざりしを以て、未

だ其方法を行うに適せずと議決せられたり。因て尔後技師渡辺渡、中沢岩太及鉦山事務扱和田維四郎を生野及大阪に遣して作業の実況を視察し前途の方針を考察せしめたるに、其復命の報告に依れば、今後此部局の事業を維持し其をして相当の利益あらしめんとせば、更に補充の工事を施し又營業資本額を増加せざるべからず、之に要する金額を概算すれば、生野における疏水工事補充費九万余円、電力工場及選鉦所の設備費十五万七千余円、資本の増額三千円、大阪における諸機構の新設改築費三万円、資本の増額八万三千余円、合せて三十六万四千余円なりとの意見なり。

従来三作業部に下附したる興業費にして未だ償還を畢へざるもの八十七万四千余円有り、三十年一度迄に支出すべき両鉦山の興業費又二十三万九千余円有り。今又生野及大阪の両部局を維持するに於て是の如き巨額の金円を要するとすれば、是誠に審案熟慮せざるべからざる所なり。

因て当初両鉦山の御料財産に編入せられたる事情を稽へ、尔来六七年間作業の経歴に徴し、又今時民間事業の状況を觀察し反覆計考するに及びて、鉦山及製鍊所の如きは決して御料の財産として経営すべきに非ず、今日に於て巨費を投じて之が維持を謀るは、之を人民に売却するに如かざるを知れり。(後略)

この理由書によれば、御料局管下の鉦業所のうち生野鉦山と大阪製鍊所については独立採算制をとることが危ぶまれる程に問題のあったことが知られ、また、前途にじゅうぶん見通しが立たないだけでなく、鉦業条例に従えば税金も納入しなければならず、選定した鉦区については試掘に着手しなければならぬが、これにも多額の費用がかかる筈であり、盛衰のあることを予期しなければならぬ鉦山業を皇室財産としておくことは不適當であるという理由から、払下げの方針となったことが知られる。すなわち、この点について理由書は、「夫れ御料の経済は宜しく鞏固安全なる財産に就きて百年の大計を立つべし。故に鉦山の如きは其性質に於て之を御料財産とすべきに非ざるなり」と

していたのである。

右の理由書にたいして、御料局技師 中沢岩太・御料局技師生野支庁長心得 和田維四郎・御料局技師 渡辺渡の三名は、五月十六日付で、連名の意見書を提出したのである。

この意見書は、まず、大蔵省所管当時の経営方針は金銀をできるだけ多量に産出することを目的としたのたいたいし御料局では利益を主眼とするようになったので、収支が予想と違ってくるのは当然であるとしてつぎの如くのべている。

(前略)大蔵省に於て両鉦山を経営したる方針は、可及的多額の金銀を産出し紙幣を以て硬貨に変更するを目的と爲し、傍ら益金の大部を挙て改良拡張の資に充つるに在り、故に鉦山永続の如きは其主旨にあらざりき。之に反し御料財産となりては利益を永遠に保持するを主眼とし、敢て一時に多額の産出を求めず専ら鉦業の基礎をし鞏固安全ならしむるの計画を為せり。方針の異なること夫れ斯の如くなるを以て、彼の大蔵省に於ける予測と御料局に於る実収とに甚しき差異を来すこと敢て怪むに足らざるなり。(後略)

意見書はさらに、各年度の収益が不充分であった理由につき、明治二十二年度は引継ぎの関係であり、同二十三年度は米価暴騰に対処して安米払下などを行なったためであり、同二十八年度は日清戦争の影響のためであり、またとくに生野では同年コレラが流行したので一時操業を中止したためであると具体的に指摘し、「該年度の実況を以て直ちに鉦業の如何を判断すべきにあらず」と弁護している。また、意見書は、未償還金と運転資金とを合算して資本金とし、これを基礎にして一か年平均の実収を求めれば八分三厘にあたり(第6表参照)、戦争などの障害がなければ実収益はいっそうあがった筈であるから、御料事業としては決して薄利ではなく、鉦業条例に遵拠して税金をおさめても憂慮することはない、と指摘している。

第6表 佐渡鉱山・生野鉱山・大阪製煉所の経営状況

	興業費 未償還高	運転資金	以上計	1年平均 収益	1年平均 収益割合
佐渡 鉱山	193,000円	240,000円	433,000円	59,000円	1割3分6厘
生野 鉱山	594,000	117,000	711,000	42,000	5 9
大阪製煉所	86,000	216,000	302,000	19,000	6 2
総計	873,000	573,000	1,446,000	120,000	8 3

出所) 麓三郎『佐渡金銀山史話』497ページ。

前記三名は、以上のような理由をあげ、御料鉱山払下げの理由のうち、経済に係るものは理由にならないから一切削除して欲しい、と結んでいる。要するに、三技師の意見は、払下げそのものに反対しているのではなく、払下げの理由のなかに経営の見透しの充分でないことがあげられていることに反対したのである。払下げ問題は、和田にとって着任早々のできことであったが、九年間にもわたって佐渡鉱山経営の責任を負ってきた渡辺渡にとつては経営の見透し不良の故をもって払下げとするといわれるのは不本意であったということなのであろう。渡辺渡(一八五四—一九一九年)⁽⁸⁾は、一八七九年(明治十二年)に東京大学理学部の地質学及採鉱冶金学を卒業(第一回生)、一八八二年から八五年までドイツに留学したが、帰国すると東京大学つづいて帝国大学工科大学の教授として採鉱冶金学を講じた。一八八七年(明治二〇年)に、帝大教授のまま佐渡鉱山局技師を兼任し、八九年に佐渡鉱山が御料局に編入されると同時にその佐渡支庁長となつて全国鉱山の範たるべく佐渡鉱山の採鉱・製錬技術の近代化や鉱夫共済制度の確立・買鉱製錬の創始など経営の革新につとめてきたのである。⁽⁹⁾中沢岩太(一八五八—一九四三)は、東京大学理学部化学科第三回(一八七九年)の卒業生で、卒業とともに準助教となり、翌年助教、海外留学から帰国して一八八七年(明治二〇年)三月には工科大学教授となつて応用化学を講じた。⁽¹⁰⁾わが国の無機応用化学の草分けの一人として知られ、九七年(明治三十年)

に創立された京都帝国大学では初代理工科大学長としてその充実に尽力している。応用化学者としての中沢は、大阪製煉所の技師として御料局に関係していたのである。

また、払下げとする理由のなかに、御料鉱山といえども鉱業条例に従わねばならず——日本坑法は官営鉱山には適用されなかった——これがまた出費の原因になることがあげられていたことは、鉱業条例の制定に尽力した和田としては、とくに、前節でのべたように、和田ら農商務省が、官行鉱山への鉱業条例の適用を主張してきたいきさつもあつて、一言せすにはおれなかったという事情もあつたであろう。

ともあれ、佐渡、生野払下げの報が伝わると、地元では払下げ反対の運動が起つた。佐渡相川町では五月八日に町民大会を開いて反対決議をし、地元民代表地元関係代議士による払下げ反対の陳情が行なわれた。⁽¹¹⁾生野町でも、町民有力者が集つて反対運動が行なわれたが、もし払下げの方針を変えられないものならば、町営に移管して欲しいという案を携えて陳情している。⁽¹²⁾これら地元民の意見は当局者の容れるところとはならず、九月十五日、佐渡鉱山・生野鉱山・大阪製煉所三事業所を一括して、一般競争入札に付され、当局の予定価格百五十万に対して、百七十三万円をもって三菱合資会社岩崎久弥に落札し、十月末日の原形をもって三菱の経営に移つたのである。

払下げに際し、佐渡・生野の地元へは各七万円の御下賜金が出されたが、⁽¹³⁾これに関して、生野町銀山区民総代から和田に対して謝状が贈られている。⁽¹⁴⁾

払い下げと同時に、渡辺・和田らの幹部は佐渡・生野から去つた。一八九一年(明治二四年)五月から生野の鉱場課長や製鉱課長として勤務していた山田文太郎も、残務整理が終つた一八九七年(明治三十年)一月には生野を去つた。山田が、同年二月には三井の神岡鉱山に所長として赴任し、沈滞さみであった同鉱山を隆盛に導くうえで大きく貢献したことは周知のところである。⁽¹⁵⁾

- (1) 三枝博音・飯田賢一『近代日本製鉄技術発達史』(一九五七年)、一五〇ページ。
- (2) 同上書、一六一ページ。
- (3) 『東京帝国大学五十年史』上册(一九三二年)、一二七二、一二七三、一二七五ページ。
- (4) 『帝室林野局五十年史』(一九三九年)、二二五ページ。
- (5) 同上書、八五二ページ。
- (6) 『太陽』第二卷第十二号(麓三郎『佐渡金銀山史話』八一九五六年)、四九一―四九二ページ。
- (7) 麓三郎、前掲書、四九三―四九九ページ。
- (8) 大河原三郎『近代鉱業と先覚』(一九五七年)、三一―四二ページ。
- (9) 神田礼治「日本鉱業会の創立より今日まで」、『日本鉱業会誌』第五九七号(一九三五年十月)、八〇―八四ページ。
- (10) 前掲『東京帝国大学五十年史』上册、六七九ページ。
- (11) 同上書、一六六ページ。
- (12) 山崎俊雄『技術史』(一九六一年)、五二―五三ページ。
- (13) 麓三郎、前掲書、五〇一ページ。
- (14) 『生野史』I校補鋳業篇(一九六八年)、一一五ページ。
- (15) 前掲『帝室林野局五十年史』八五四ページ。
- (16) 前掲『生野史』I一―八ページ。
- (17) 加藤幸三郎「三井財閥形成過程における神岡鋳山について」、『三井金属・修史論叢』第2号(一九六八年)、四〇―四五ページ。

(専修大学経営学部助教授)

訂正

前号を下記の通りに訂正する。

- ① 三七ページ一行目を、「彼の蒐集した和漢書は二分され、大東急記念文庫と東洋文庫に収納されている。」とする。
- ② 三七ページ十一行目に「山川健二郎」とあるは「山川健次郎」とする。
- ③ 六二ページ三行目。「のであるが、今日筆者の知る限り、和田直筆の唯一のものである」を削除する。